

四 肥前風土記にみる諸富周辺と古代文化

律令国家体制が整備されつつあった和銅六年(七一三)に「風土記」撰進の詔が出た。しかし、現存する風土記は肥前・豊後等五カ国にすぎない。『肥前国風土記』は抄略本ではあるが、現在に伝わっている貴重なものであり、古代における肥前国を知る重要な文献である。諸富町周辺の当時の状況をみてみよう。

神埼の郡 郷は九所 里は廿六 駅は一所、烽は一所、寺は一所僧の寺なり

昔者、此の郡に荒ぶる神ありて、往来の人多に殺害されき。纏向の日代の宮に御宇しめしし天皇(景行天皇)、巡狩しし時、此の神和平ぎき。爾より以来、更、殃あることなし。因りて神埼の郡といふ。

三根の郷郡の西にあり、此の郷に川(城原川)あり。其の源は郡の北の山(脊振山)より出で、南に流れて海に入る。年魚あり。同じき天皇、行幸しし時、御船、其の川の湖(河口地)より来て、此の村に宿りましき。天皇、勅りたまひしく、「夜裏は御寐甚安穩かりき。此の村は天皇の御寐安の村と謂ふべし」とのりたまひき。因りて御寐と名づく。今は寐の字を改めて根と為せり。

船帆の郷郡の西にあり、同じき天皇、巡り行でましし時、諸の氏人等、落挙りて船に乗り、帆を挙げて、三根川の津(蒲田津)に参集ひて、天皇に供へ奉りき。因りて船帆の郷といふ。又、御船の沈石四顆、其の津の辺に存

れり。此の中の一顆は、高さ六尺、径は五尺なり。一顆は、高さ八尺、径は五尺なり、子無き婦女、此の二つの石に就きて、恭び禱祈めば、必ず任産むことを得。一顆は、高さ四尺、径は五尺なり。一顆は、高さ三尺、径は四尺なり、亢旱の時、此の二つの石に就きて禱し、并祈れば、必ず雨落る。

蒲田の郷郡の西にあり、同じき天皇、行幸しし時、此の郷に宿りましき。御膳を薦めまつりし時、蠅、甚多に鳴き、其の聲、大くかまびすしかりき。天皇、勅りたまひしく、「蠅の聲、甚かまし」とのりたまひき。因りてかまの郷といひき。今、蒲田の郷と謂ふは、訛れるなり。

琴木の岡高さ二丈、周りは五十丈なり。郡の南にあり。此の地は平原にして、元来岡なかりき。大足彦の天皇(景行天皇)、勅りたまひしく、「此の地の形は、必ず岡あるべし」とのりたまひて、即ち、群下に令せて、此の岡を起し造らしめたまひき。造り畢へし時、岡に登りて、宴賞したまひ、興闌きたる後、其の御琴をたたまひしに、琴、樟と化けりき。高さは五丈、周りは三丈なり。因りて琴木の岡といふ。

宮處の郷、郡の西南のかたにあり。同じき天皇、行幸しし時、此の村に行宮を造り奉りき。因りて宮處の郷といふ。



肥前風土記表紙(復写本)

肥前風土記書出(復写本)

『肥前国風土記』(『佐賀県の百年』所収)

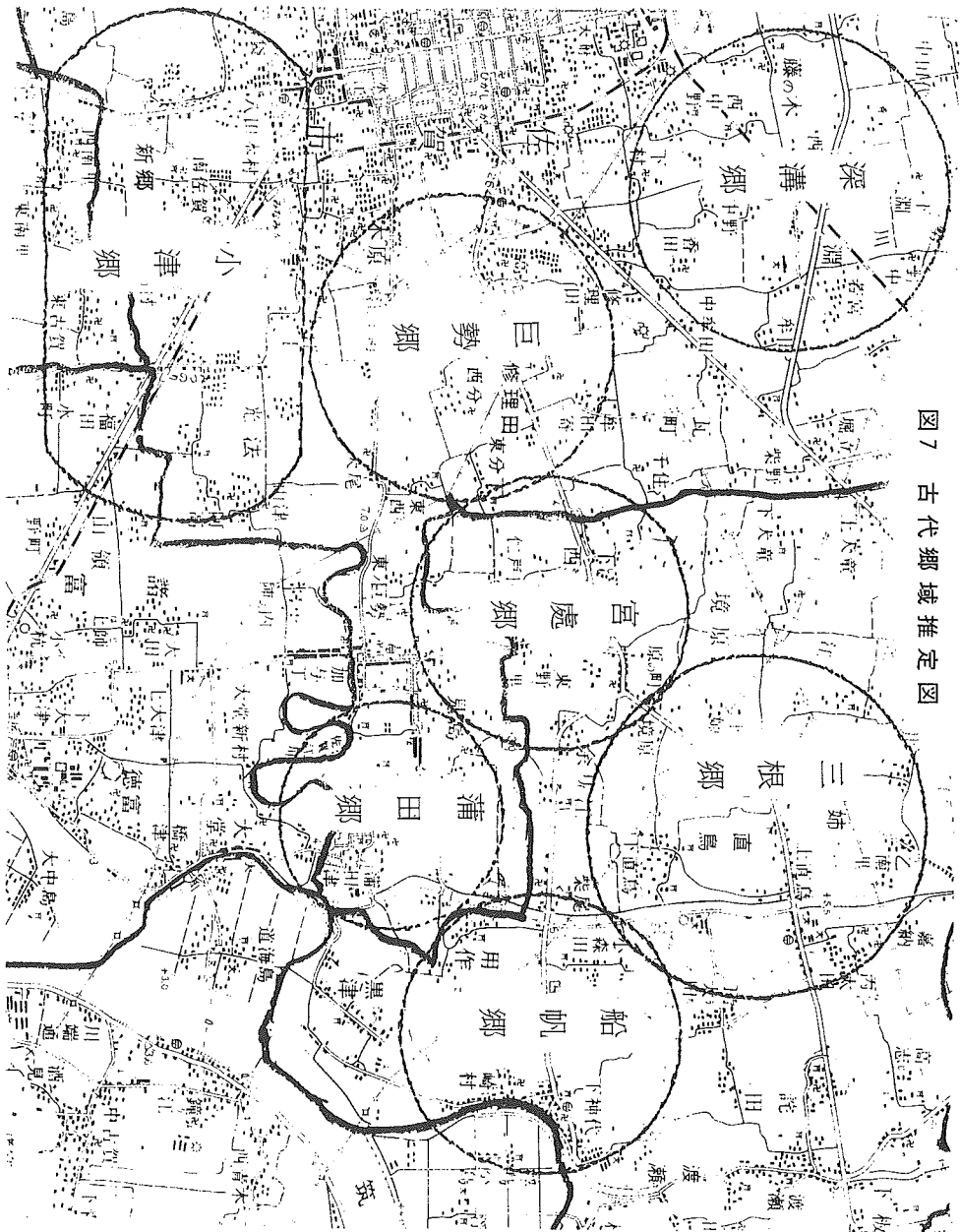


図7 古代郷域推定図

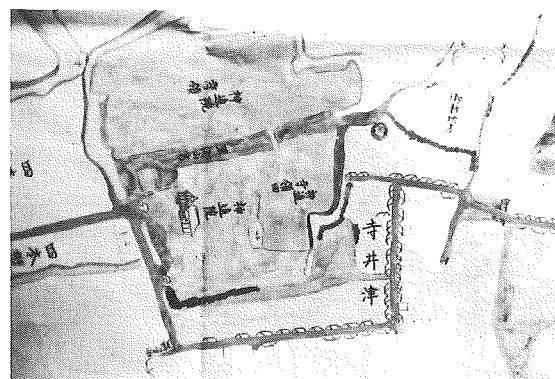
律令政府は和銅六年(七一三) 諸国に命じて風土記を作成させている。その官命によると、(一)郡郷名は好い字を用いること、(二)郡内の産物、(三)土地の沃瘠、(四)山川原野の名号の由来、(五)古老の伝承の五種目に分けられる。

佐嘉の郡、郷は六所、里は二十九、駅是一所、寺は一所なり。
 昔者、樟樹一株、此の者に生ひたりき。幹枝秀高く、莖葉繁茂りて、朝日の影には、杵嶋の郡の蒲川山(江北町の蒲原山か大町町の聖嶽か)を蔽ひ、暮日の影には、養父の郡の草横山(鳥栖市の北境、九千部山)を蔽へりき。日本武尊、巡り幸しし時、樟の茂り栄えたるを覽まして、初りたまひしく、「此の国は栄の国と謂ふべし」とのりたまひき。因りて栄の郡といひき。後に改めて佐嘉の郡と号く。一ひといへらく、郡の西に川あり。名を佐嘉川(嘉瀬川)といふ。年魚あり。其の源は郡の北の山より出で、南に流れて海に入る。此の川上に荒ぶる神ありて、往来の人、半を生かし、半を殺しき。ここに、県主等の祖大荒田占問ひき。時に、土蜘蛛、大山田女、狭山田女といふものあり。二の女子の云ひしく、「下田の村の土を取りて、人形、馬形を作りて、此の神を祭祀らば、必ず応和ぎなむ」といひき。大荒田、即ち其の辞の隨に、此の神を祭るに、神、此の祭りを歌けて、遂に応和ぎき。ここに、大荒田いひしく、「此の婦は、如是、実に賢女なり。故、賢女を以ちて、国の名と為むと欲ふ」といひき。因りて賢女の郡といひき。今、佐嘉の郡と謂ふは、訛れるなり。
 又、此の川上に石神あり。名を世田姫といふ。海の神、鯛魚と謂ふとしき。年常に、流れに逆ひて潛りて上り、此の神の所に到るに、海の底の小魚多に相従ふ。或は、人、其の魚を畏めば殃なく、或は、人、捕り食へば死ぬことあり。凡て、此の魚等、二三日住まり、還りて海に入る。

剛山長福寺といい、広大な寺領とその周辺に寺領田をもっていたことがわかる。長福寺がいつ頃どうして安龍寺に改められたかは不明である。この長福寺は聖武天皇の天平年中(七二九〜四八)に行基による草創という(『新北村史蹟』)。寺宝として行基作の聖観音像、湛慶作の十二神像、鳥羽院筆の不動明王絵があったという(『同史蹟』)。また、当寺の縁起には三〇有余カ寺の末寺があつて、一大勢力をなしていたという(『同史蹟』)。寛政四年(一七九二)の『川副東郷為重村』の絵図をみると、新川の左岸の寺井津に神通院があり、寺領と寺領田が広く存在している。神通院は元明天皇の和銅四年(七二二)に行基によって創建されたという(『新北村史蹟』)。神通院の東隣に作という。しかし、同寺は大正七年(一九一八)に安龍寺に合併されたという(『新北村史蹟』)。神通院の東隣にクリークをはさんで多聞院がある。多聞院も寺領、寺領田を広くもっている。場所は為重津・浮盃津の北側にあつた。この多聞院も行基が開祖という。鎮護国害・済生利民の祈願の祈願霊域と伝えられ、代々藩主の祈願所であつた。前述した長福寺(現寺名安龍寺)と神通院・多聞院の三寺は、いずれも奈良時代に行基が開祖となつたという寺院である。この寺社縁起が正確かどうかは疑問が残るが、いずれにしても古刹であることは間違いない。大和町川上の『実相院文書』中の「宗教公御印物」によると、寺井の安龍寺・神通院と為重の多聞院は、実相院(真言宗)の「触内」としてあげられており、三寺とも宗派は真言宗で、実相院の管掌下にあつたのである。寛保三年(一七四三)閏四月二十六日付の「宗教公御印物」によると、三寺は古くは大伽藍と坊中にも多くの寺院をもつ大寺院であつたようであるが、江戸中期頃にはその勢威も相当衰えているようである。まず、安龍寺は寛保三年の時期に旧寺名長福寺より安龍寺に改められているが、坊中の普門院・西方寺・等持坊・勝樂寺・二階坊・大奥坊・性蔵院・真端院・瑠璃光院の九寺が破壊地として記載されている。同じ寺井の神通院は脇坊として発心



『川副東郷為重村』絵図より安龍寺付近



『川副東郷為重村』絵図の神通院付近

その部分の郷名が欠落したものは判断できない。諸富町一帯において奈良時代の文化を確認するのは難しい。寛政四年(一七九二)の『川副東郷上下村』絵図によると、新川の右岸の東寺井に光専寺がある。光専寺の西隣が万福寺である。この万福寺と西寺井の光徳寺との間が全域真言宗の安龍寺である。この安龍寺は古くは全

『肥前国風土記』は郷名の全部は書いていない。そこで、一〇世紀前半の承平年間(九三二〜三七)に成立した『和名類聚抄』(略称和名抄)に記載されている郷名によって推測すると、神埼郡の南端に蒲田郷、その西部が佐嘉郡巨勢郷、巨勢郷の南部付近が小津郷のようである。諸富は佐賀江の南部であるから、蒲田郷には属してはいないと考えられる。であれば、小津郷か巨勢郷の一部と判断するのが妥当である。また、諸富町一帯の記事が全く記載されていないが、それはおそらく当町が新開墾地であり、居住する人口が少なかったものであろうか。また、

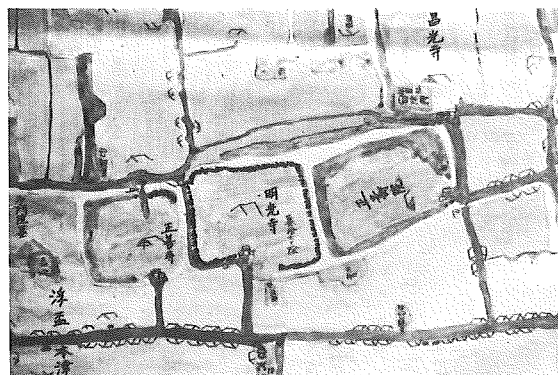
長子ハ昌興、次ハ昌寿、三八昌善、皆早世ス、菩提ノ為メニ三所ニ寺ヲ建ル、今ニ昌興寺、昌寿院、昌善寺ノ三ヶ寺是ナリ。

寛政四年（一七九二）の『川副東郷為重村』の絵図によれば、三寺は昌光寺、昌寿院、正善寺の字で、浮盃津の北に隣接して記されている。この三寺も多聞院の末寺であり古刹であろう。なお、後世三寺は多聞院に合併された。また、一四世紀前半ころ、定良駿河守の末子は出家して慶照と名のつた。そして、駿河守の法号万福をそのまま寺号として、万福寺の開基となつたと伝えられている。

五 荘園制の拡大と武士の抬頭

延暦十三年（七九四）、桓武天皇は平城京から平安京（現京都市）に遷都した。これより一二世紀の終わりごろまでを平安時代という。平安時代は奈良時代までに中国・朝鮮から学んだ政治や文化が、次第に日本的なものに発達した時代である。平安中期以降は、前代に施行された律令体制は次第に崩壊し、天皇の政治力は衰退した。かわつて天皇を補佐する摂関家（藤原氏）が抬頭し、施政の中心となつた。

奈良時代から班田農民の人口が増加して、口分田が不足してきたので、律令政府は開墾を奨励した。政治力・経済力に富む有力貴族・寺社は、積極的に開墾を実施するとともに、公有地を占有して私有地化した。この私有



『川副東郷為重村』絵図より
正寿、昌光、正善の三寺付近

が出たものではなかつたらうか。しかし、寺井の呼称由来については諸説がある。一説によると、徐福がこの地に上陸して手を洗うための井戸を掘らせたことにより、寺井（手洗井）という地名が起つたという。『葉隠聞書』（第六）には、「御国古来の受領は寺井神、通院にてこれありたる由」とあり、寺井は国司交替事務引き継ぎの場所と言ひ伝えられていたことが知られる。また、『太宰管内志』によると、中国の「図書編」にも、寺井の名がある。

『新北村史蹟』には、

寺井津万福寺住職定良悦応所蔵「寺井由来記録」ニ云

寺井元ハ照江ト名ク、行基菩薩菩提僧正ヲ送り、当国ニ来テ、天山ノ峰ヨリ此ノ入江ヲ見給フニ、江上ニ光アリテ照ス、故ニ此名ヲ立テ給フト、此處ニ領主アリ、定良駿河守ト号ス、四人ノ男子アリ、